

道路占用許可申請手続きのご案内

《足場・仮囲い・朝顔（防護柵）》

●『道路占用許可申請について』

- ・日野市が管理する道路に足場・仮囲い・朝顔(防護柵)等を設置する場合は、日野市の道路占用許可と日野警察署の道路使用許可が必要です。
- ・道路占用は、敷地に足場設置等の余裕がないなど、やむを得ない場合に認められます。
- ・占用物件の出幅等は、必要最小限であることが必要です。
- ・占用物件・期間に応じた占用料がかかります。
- ・道路使用許可申請の記載内容及び添付書類については、所轄警察署にお問い合わせ下さい。
- ・都道の場合は東京都南多摩西部建設事務所管理課(042-643-2612)、国道の場合は相武国道事務所管理第一課(042-643-2007)にお問い合わせ下さい。

●『申請手続きの流れ』 ※許可までの期間は、事前協議から2週間程度です。

(事前協議⇒)(警察へ道路占用に関する協議書提出⇒警察の意見記入) 市へ占用許可申請

⇒審査⇒許可書発行⇒着手届⇒現場着手⇒現場完了⇒完了届

- ・日野市道路課管理係で事前協議（内容確認後、日野警察署に提出していただきます）
- ・日野警察署へ提出（処理期間は土曜、休日を除いて中1日間程度かかります・警察の意見欄に押印を受けます）
- ・日野市役所道路課へ申請（処理期間は1週間から10日程度かかります）
- ・許可書・納付書発行（市役所にて占用料をお支払い下さい）

●申請に必要な添付書類

- ・案内図（申請箇所を図示したもの）
- ・平面図（市道上に占有する位置面積等が分かる様に記入）
- ・断面・構造図（足場等の断面、占用幅員、構造等が分かるもの）
- ・現場写真（道路等の設置箇所が分かるなど必要に応じて3方向等からの撮影で、設置箇所をマーカー等で図示したもの）
- ・その他必要となる書類

●『占用料』

(令和6年12月1日現在)

占用物件	単価(年額)
足場・仮囲い・朝顔(防護柵)	8,800円/㎡

* 占用面積は小数点以下を切り上げて計算します。

* 占用料は月割計算（11月20日～12月5日⇒2か月で計算）になります。

【お問い合わせ・申請先】

日野市役所 まちづくり部道路課管理係 電話 042-514-8431 ファクス：042-581-2516

〒191-8686 東京都日野市神明1丁目12番地の1

日野市役所3階道路課 受付時間 午前8時30分から午後5時まで